

昭和 4 6 年 1 2 月 2 0 日

課 長 殿

総 務 部 長
(担当 監理課工事契約係)

建設工事の設計変更事務の取扱いについて (依命通達)

このたび、建設工事の請負契約および執行に係る事務の適正化を図るため、建設工事の設計変更の事務手続きをやむを得ない事情にあるものに限り、次のように取り扱うことができることとします。

なお、この運用については、安易に乱用することのないよう十分に注意して処理するよう通達します。

記

- 1 建設工事の工事内容の一部を変更しようとする場合において、次に掲げる各号の一に該当するときは、あらかじめ、工事設計変更伺書(別紙様式)により所管課長の決裁を受け、および総務部監理課長の合議を経たうえ、当該工事の請負人に指示してこれを行うことができるものとする。

契約当初において確定することができない要素のために、やむを得ず精算変更によらなければならないとき。

緊急やむを得ない事情により、あらかじめ変更設計書を作成することができないとき。

- 2 前項の規定により工事内容の一部を変更したときは、直ちに工事設計変更伺書(別紙様式)の写しを総務部監理課長に送付するとともに、遅滞なく変更設計書を作成し、当該工事のしゅん工期限の前に請負工事の監督および検査に関する規定(昭和33年新潟市訓示第12号)第9条の規定による設計変更手続きをしなければならない。
- 3 この通達による取扱いは、昭和47年1月1日以後の設計変更について適用させる